

沼田町不用物品売却に関する入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、不用物品の売却契約の締結について、沼田町（以下「町」という。）が行う一般競争入札に参加する者が、地方自治法、沼田町財務規則、その他法令に定めるもののほか、守らなければならない事項を定めるものとする。

(一般競争入札の参加申込等)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告において指定された書類を指定された日時までに、町に提出しなければならない。

2 町は、前項の書類の提出を受けたときは、当該一般競争入札への参加資格の有無を決定し、参加資格があると認めた者（以下「入札参加資格者」という。）に、その旨を通知するとともに、必要に応じて当該入札保証金の納付に必要な納入通知書を発行する。

(一般競争入札の参加資格の取消し)

第3条 入札参加資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 破産手続きの開始の決定を受けたとき。
- (3) 営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消しを受け、又は失効したとき。
- (4) 営業を停止、休止又は廃止したとき。

2 前項各号いずれかに該当した者に対して行った当該一般競争入札への参加資格の認定は、町において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

第3条の2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当するものを代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該一般競争入札への参加資格の認定は、これを取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

第3条の3 入札参加資格者が不渡手形又は不渡小切手を発行し、手形交換所による取引

停止処分を受け、又は銀行等当座取引を停止され、その他経営、資産、信用の状況の変動により契約に履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該一般競争入札への参加資格の認定は、町において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

(入札保証金等)

第4条 入札参加資格者は、予定価格の100分の10以上の町が定めた金額の入札保証金を、入札公告において指定された期日までに第2条第2項の規定により発行された納入通知書により納付しなければ、当該一般競争入札に参加できない。ただし、当該入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第5条 入札保証金の納付は、現金に限るものとし、入札保証金に代わる担保の提供は認めない。

(入札の基本事項)

- 第6条 第4条の規定により入札保証金を納入した者（以下「入札参加者」という。）は、入札に付された売却物品の仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければならない。
- 2 前項の仕様書及び契約書案等は、閲覧に供する。この場合において、閲覧を希望する者は、町職員に申し出てその指示に従い、閲覧しなければならない。
 - 3 入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

- 第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為、その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は町職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加者以外の者（第10条第2項の規定による代理人を除く。）による入札
- (2) 記名押印（代理人が入札する場合は、当該代理人の記名押印を含む。）のない入札及び金額その他必要事項を確認し難い入札
- (3) 同一人の同一事項の入札について2通以上の入札書を提出又は2件以上の入札事項を連記された入札
- (4) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札参加者の代理を兼ねてした入札
- (5) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (7) 指定の日時までに入札保証金を納めなかった入札又は入札保証金の納付額が不足している入札
- (8) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 前各号のほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(入札等)

第10条 入札参加者は、入札書に所要の事項を明記し、記名押印し、封かんした上、入札者の氏名及び「入札書」と表記して入札箱に投函しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、入札公告において郵便その他の方法による入札が認められたときは、その指示するところにより入札することができる。

4 入札者は、一旦提出した入札書を書替え、引替え、又は撤回することができない。

5 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。

6 入札の執行を故意に妨害した入札参加者には、退場を命ずることができる。

(開札)

第11条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いの上、行うものとする。

(落札者の決定)

第12条 入札を行った者のうち、予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の入札がないときは、予定価格を事前に公表しない入札に限り、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度の入札の回数は1回とする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち、当該入札が第9条の規定により無効とされなかった者に限る。

(随意契約)

第14条 再度の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに随意契約に移行することがある。

2 前項の規定により随意契約とするときは、再度入札における最高の価格をもって入札した者（当該入札者が辞退した場合には、次順位者とする。）から、原則として1回に限り見積書を徴する。

(くじ引きによる落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人又は組合の場合は、その商号又は名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に通知する。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書案等の提出)

第17条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書案又は仮契約書案（契約が議会の議決を必要とするものに限る。以下同じ。）を作成し、記名押印のうえ必要書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、町において必要があるときは、あらかじめ指示するところにより伸縮することができる。

3 前2項の期間内に契約書案又は仮契約書案を提出しないときは、落札の決定はその効力を失う。

4 町は、契約書案又は仮契約書案の提出があったときは、その内容が当該契約に適合するものであるかを確認のうえ、記名押印し、その一部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ入札公告で指示する。

(契約の確定)

第19条 契約書の作成を要する契約にあつては、当該契約は、町長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金の還付)

第20条 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、その全額を契約保証金に充当する。

2 落札者以外から納付された入札保証金は、入札終了後、指定の金融機関口座に振り込む方法によりこれを還付する。

(入札保証金に付する利息)

第21条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に係る利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第22条 入札保証金を納付された場合において、落札者が契約を締結しないとき又は第17条第3項の規定により落札の決定が取り消されたときは、当該落札者が納付した入札保証金は没収し、返還しない。

(契約保証金)

第23条 落札者は、予定価格の100分の10以上の町が定めた金額の契約保証金を契約書案の提出時（仮契約書案の提出を要する契約にあつては、第26条の規定により当該契約が確定した後で町が指定する期日）までに納付しなければならない。ただし、入札公告において、その全部又は一部の納付を要しないものとしたときは、この限りでない。

2 前項の契約保証金は、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

(契約保証金の没収)

第24条 契約保証金を納付された場合において、落札者の責めに帰すべき事由により町が当該契約を解除したときは、当該落札者が納付した契約保証金は没収し、返還しない。

(売買代金)

第25条 落札者は、契約が確定したときは、町が発行する納入通知書により指定した期日までに売買代金を納付しなければならない。

2 前項の売買代金の納付にあつては、契約保証金を充当するものとし、当該売買代金から当該契約保証金を差し引いた残額について納付するものとする。

(議会の議決を経なければならない契約)

第26条 予定価格が700万円以上（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年沼田町条例第10号）の定めるところにより、沼田町議会の議決を経た後契約を確定させる。

(異議の申し立て)

第27条 入札をした者は、入札後この入札心得、仕様書及び契約書案又は仮契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。